

【相談室兼会議室】カーテンやパーテーション などで遮蔽してください。

【事務スペース】他の事業と共用する場合は区画を明確にするなど 他の事業の用に供するものと明確に区分してください。

※ マル数字は、写真の撮影方向を示します。 ※ 他の事業と共用の場合は明記してください。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	〇×訪問入浴介護事業所	申請書に記載した事業所 名を記入してください。	
申請するサービスの種類	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護		

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等

・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

常設窓口: 電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000

担当者 : OO OO 又は $\Delta\Delta$ $\Delta\Delta$

※利用者にはこの内容の印刷物を配布し、周知する予定にしている。

- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。
- ・担当者が不在の場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、聞き取りや事情 の確認を行う。
 - ・管理者は、訪問介護員に事実関係の確認を行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡する。)

3 その他参考事項

・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者 の立場にたって検討し、対処する。